

6 水先業務引受基準一覧表（尼崎・西宮・芦屋区）

(1) 尼崎区水先業務引受基準一覧表

大阪湾水先区水先人会

(注) ※印：側傍≧水路 ☆印：水路の条件により数値増 単位：m

(令和2年6月1日)

バース名称	バース長	バースの側傍水深	水路の最小水深	常時引受喫水	最大引受船長	引受制限
扇町棧橋	294	11.7	11.8	10.72 回頭時 9.2	230	入港 日没1h前 出港 日没時  仮設照明の設置により、入港出港とも、24時間
関電第1号岸壁		7.4				
関電第3号岸壁		約8.0				
大道埠頭鶴町岸壁	220	4.5				
大道埠頭末広岸壁	170	6.5	※ 6.0	5.5		
公共第1号岸壁	170	10.0	※ 9.5	8.5	176	
公共第2号岸壁	185	10.0	※ 9.5	8.5	176	
公共第3号岸壁	185	10.0	※ 9.5	8.5	176	
コスモ石油		9.4		8.5		
住金埠頭	262	5.0				

\*1：PANAMAX型 入港～日没1時間30分前、出港～日没30分前。

\*2：大道埠頭鶴町岸壁 原則出船付け、エアードラフトに注意。（阪神高速DL27.1m）

\*3：大道埠頭末広岸壁 喫水6mを超える場合について、10%の潮高を利用する。

\*4：公共岸壁第2号、第3号の出船付けについて、喫水6.0m且つ所定の回頭水域に障害物が無いことが確認された場合は引き受ける。（都度相談）

注1：早朝引受時刻：特別な記載がない場合、入出港とも日出時刻

尼崎区の各バースの位置については、ミニ海図（尼崎西宮芦屋区<尼崎1区>）を参照。